

## 安城市広告掲載実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、行財政改革の一環として、広告掲載の実施について必要な事項を定めることにより、市の資産を広告媒体として有効に活用するとともに、新たな財源の確保又は経費の節減、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、広告掲載が可能なものとして市長が適当と認める市の資産をいう。

2 この要綱において「広告掲載」とは、民間企業その他事業を営む団体又は個人の当該事業に係る広告を広告媒体に掲載し、又は掲出することをいう。

### (対象事業者)

第3条 広告掲載の対象とする事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反する事業若しくは行為を行う者又はそのおそれがある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制を受ける事業を行う者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関する事業を行う者
- (4) たばこの製造又は販売に関する事業を行う者
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

### (広告掲載の基準)

第4条 前条の規定にかかわらず、その内容が次の各号のいずれかに該当する広告については、広告掲載をしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他これに類する事項についての主義又は主張に関するもの
- (6) 名刺広告
- (7) 国又は地方公共団体が広告掲載に係る企業、製品、商品又はサービスを推奨

しているとの誤解を招くおそれがあるもの

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(10) 射幸心をあおるもの

(11) その他市長が広告掲載を行うことが不適當であると認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載の基準は、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料、掲載期間その他広告掲載に関し必要な事項は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定めるものとする。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法及び選定方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定めるものとする。

(物品の受入れ)

第7条 市長は、適當と認めるときは、広告が掲載された物品を受け入れる方法によることができる。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載を希望した者が負うものとする。

(審査会)

第9条 広告掲載に関して審査するため、安城市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項を審査の対象とする。

(1) 広告媒体及びその仕様等

(2) 前号に掲げるもののほか、広告掲載についての必要な事項

3 審査会の委員長は副市長を、副委員長は企画部長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 行革・政策監

(3) 広告掲載を行おうとする広告媒体を所管する部長

4 経営管理課長は、審査対象となる事項について予備審査をし、軽易な事項と認めるときは委員長の決裁により、また、より軽易な事項と認めるときは広告媒体

を所管する課の長の決裁により、審査会の開催を省略することができる。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が前条第2項各号に掲げる事項について審査をする必要があると認めた場合に、委員長が招集する。

2 会議は、委員長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第11条 委員長は、広告掲載を行おうとする広告媒体を所管する課等の長を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画部経営管理課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。